

移住支援関係 主要事業

※【】内はR8予算額

- 秋田移住ブーストキャンペーン事業 【143,133千円】
・移住支援の効果的なプロモーション、首都圏での大規模イベントの実施、移住者へのデジタル商品券（最大110万円）の交付
- 移住相談拠点運営事業 【65,265千円】
・アキタコアベースを拠点とした移住潜在層・関心層の掘り起こし、移住の実現に向けたきめ細かな支援
・全国規模の移住相談会への出展、ふるさと回帰支援センターへのブース出展
- 移住・就業支援事業 【103,163千円】
・国と市町村との共同による移住支援金の給付
・就業を希望する移住者と県内企業とのWEBによるマッチング
- 秋田県住宅リフォーム推進事業（移住・定住世帯） 【51,750千円】
・県外から移住する者等が行う、居住環境向上に資する住宅リフォーム工事を支援
- 移住情報発信事業 【16,375千円】
・WEBやSNS等を活用した移住情報やあきた暮らしの魅力の発信
- 「リモートワークで秋田暮らし」推進事業 【14,952千円】
・本県での移住体験やリモートワーク移住を行った企業・社員への支援金の支給

結婚支援関係 主要事業

※【】内はR8予算額

- あきた結婚ライフスタイル発信事業 【19,736千円】
・結婚関連事業者と連携した恋愛や結婚を意識させる情報の発信
- 市町村結婚新生活支援事業費補助金 【98,793千円】
・新婚世帯に対して行う経済的支援（住居費等）の周知
- ライフプランニング学習推進事業 【2,116千円】
・小学生、中学生、高校生それぞれの段階に応じた副読本を作成し、将来のライフプランの選択に関わる知識を学び考える機会の提供
- 大学生・社会人ライフプランニング支援事業 【3,714千円】
・大学生・若年社会人に対し、理想のライフプランの実現につなげるため、将来の選択に関わる知識を学び考える機会を提供
- 「まずは出会いから」応援事業 【11,523千円】
・気軽に参加できる大規模なイベントなどニーズに即した出会いイベントの実施
- すこやかあきた出会い応援隊へのイベント補助金 【20,000千円】
・質の高い出会いイベントを企画・実施する民間事業者への支援
- あきた結婚支援センター負担金 【25,973千円】
・若い世代が関心を持ち、気軽に入会できるよう、ホームページをリニューアル
・SNS（Instagram）等による広報の強化
・若い世代への広報用動画制作

秋田移住ブーストキャンペーンについて

令和8年4月スタート!! 秋田県独自、2年間限定のキャンペーン

本キャンペーンのメインターゲット

首都圏に在住する本県出身者（若者・子育て世帯を含む）
本県に興味のある方、地方移住に興味のある移住潜在層

移住施策のメインターゲット

首都圏に在住する本県出身の若者や子育て世帯

移住における行動変容のステージ

知る

総合プロモーション

(認知度の向上)

- 統一的なキャッチコピーやロゴの使用
- 首都圏イベントやデジタル商品券交付事業のPR
- 今の秋田の魅力の発信 等

あきた
A+KITA登録
登録
LINEでも
情報発信中!

秋田県独自、2年間限定のデジタル商品券がもらえるキャンペーン!

令和8年4月スタート!

秋田移住ブーストキャンペーン 令和8年4月スタート!!
秋田県独自、2年間の限定キャンペーン始まる。

交流・体験する

首都圏イベント

(交流・体験機会の提供)

- 日時：令和8年10月18日(日)
- 場所：東京国際フォーラム
- 内容：ステージイベント、市町村ブース、飲食・物販ブース、体験ブース 等

TECH INNOVATORS
DISCOVER COMPANY &

TAKE UP CHALLENGE

決める・住む

デジタル商品券の交付

(経済的支援)

移住に係る初期費用の負担軽減及び定着支援のため、最大110万円のデジタル商品券を交付し、移住の決断を後押し

■申請開始：8月～ ■交付開始：9月～

① 子育て世帯 100万円	② 夫婦世帯 (どちらも39歳以下) 70万円
③ 単身世帯 (39歳以下) 50万円	①～③以外の世帯 10万円

秋田県あきた暮らし・交流拠点センター（アキタコアベース）について

これまでの成果や課題を踏まえ、令和8年4月から秋田オフィスを開設し体制を強化！

概要

アキタコアベースにおいて、秋田での暮らしや秋田に関心のある人達等に向け、様々な交流イベントや大学訪問等を実施し「移住潜在層」の拡大を図るとともに、移住・就職・学生就活のワンストップ相談を東京・秋田の二拠点で切れ目なく行い、本県への移住や回帰を促進する。

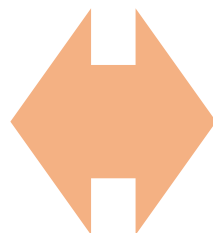
首都圏における移住潜在層の掘り起こしと両拠点の連携による一貫した支援を実施

東京オフィス

県職員3名+相談員3名

コアな情報発信等による移住潜在層・関心層の掘り起こし

- ☑ 県出身者や秋田に興味のある方の関心を惹くイベントの開催や情報発信
- ☑ 移住・就職相談会の開催、大規模フェアへの出展による潜在層・関心層への訴求
- ☑ 大学訪問、学内就職相談会への参加による県外大学生へのアプローチ

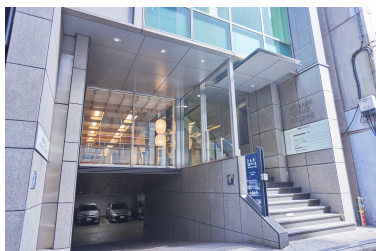


秋田オフィス（R8.4.1アトリオン5階に開設）

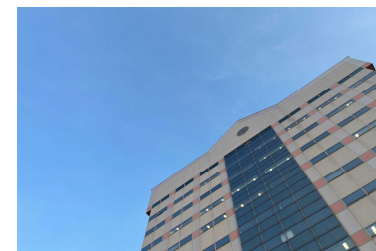
相談員3名

移住の実現に向けた支援

- ☑ 相談者ニーズに対応した企業求人の開拓、情報提供
- ☑ 市町村や関係機関と連携した秋田暮らしに向けたきめ細かな支援



あきたコアベース
AKITA COA BASE



移住世帯の県内生活を応援します！

令和
8年度

秋田県住宅リフォーム推進事業

秋田県では、移住世帯が居住する住宅の居住環境整備を支援しています。
住宅のリフォームや増改築をお考えの方は、ぜひ、ご活用ください！



県内に移住してから
3年以内の方を含む
世帯が対象となります

移住・定住世帯 定着回帰型

〔対象者〕次の全てを満たす方

- ・ 移住・定住世帯が居住する住宅のリフォーム等
工事を行う方
- ・ 移住者もしくはその配偶者又はそれらの親、
祖父母、子もしくは孫

〔対象住宅〕一戸建て、共同住宅(区分所有する専有部分)

〔対象工事〕50万円以上のリフォーム・増改築工事

補助対象額の**20%**、最大**40万円**補助します！

＼**拡充**／ 18歳以下の子と転入で
最大**60万円**に引き上げ！

移住・定住世帯 中古住宅購入型

〔対象者〕次の全てを満たす移住者又はその配偶者

- ・ 中古住宅を購入し、令和7年10月1日以降に
所有権を取得した方
- ・ 購入した住宅を持ち家としてリフォーム等する方

〔対象住宅〕一戸建て(築後10年経過した空き家)

〔対象工事〕50万円以上のリフォーム・増改築工事

補助対象額の**30%**、最大**60万円**補助します！

＼**拡充**／ 18歳以下の子と転入で
最大**90万円**に引き上げ！

- ※ 県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結する工事が対象となります。
- ※ 令和8年4月1日以降に完了し、令和9年3月12日まで完了実績報告ができる工事が対象となります。
- ※ リフォーム工事をする場合は、資格者によるアスベスト事前調査が義務化され、発注者に費用負担の
責務が生じています。**工事請負契約に含まれるアスベスト事前調査費は補助対象工事費に算入できます。**



息子夫婦が空き家を購入後にリフォームを行い、移住してきました。

在宅勤務になったので、実家の空き部屋をワークルームに改装して移住しました。



詳しくは、お近くの県地域振興局建築課までお電話ください

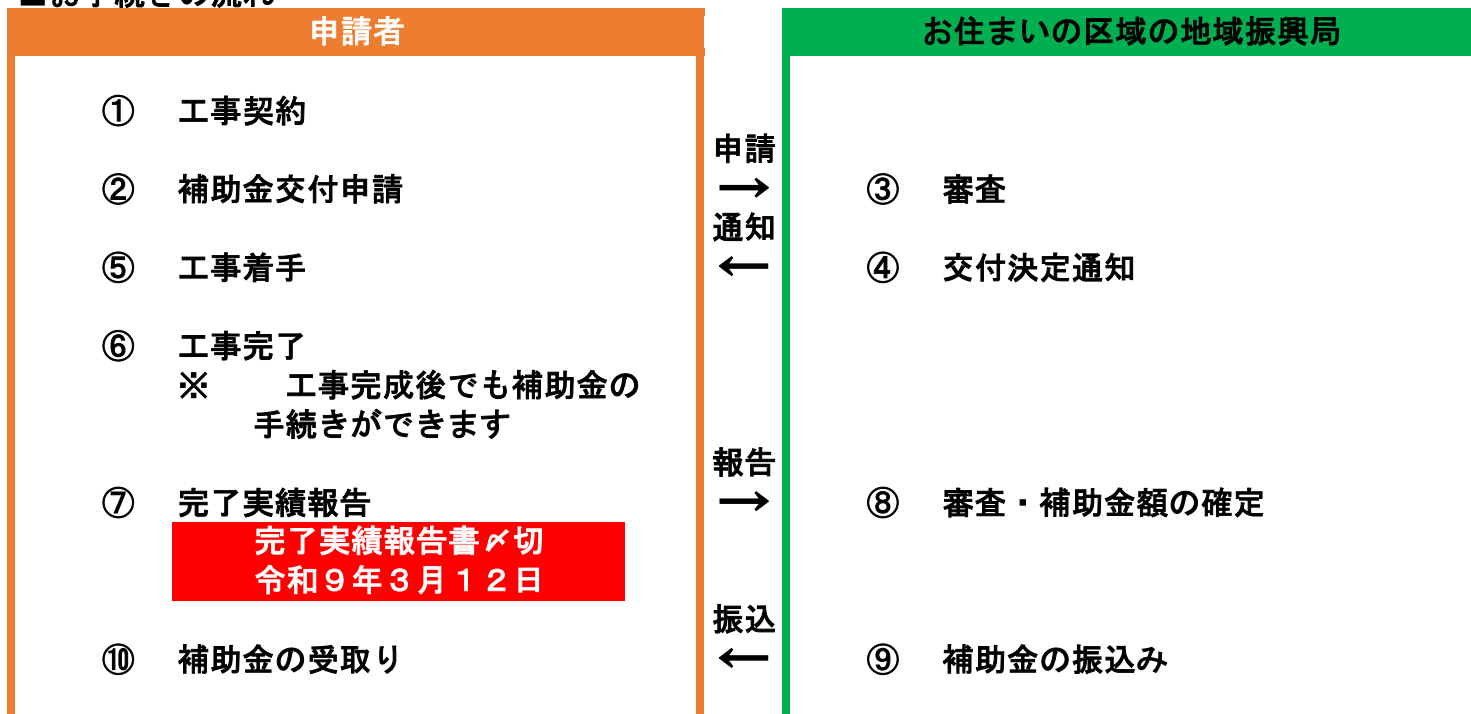
鹿角	TEL.0186-23-2311	由利	TEL.0184-27-1777
北秋田	TEL.0186-63-2531	仙北	TEL.0187-63-3124
山本	TEL.0185-52-6103	平鹿	TEL.0182-32-6206
秋田	TEL.018-860-3491	雄勝	TEL.0183-73-6166



※市町村が実施する住宅リフォーム補助については、各市町村にお問い合わせ願います。

県リフォーム事業HP

■お手続きの流れ



■提出書類一覧

	移住・定住世帯 定着回帰型	移住・定住世帯 中古住宅購入型	
補助金交付申請	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金交付申請書（様式第3号）	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金交付申請書（様式第4号）	
	<input checked="" type="checkbox"/> ●工事請負契約書又は請書の写し	<input checked="" type="checkbox"/> ●工事請負契約書又は請書の写し	
	<input checked="" type="checkbox"/> ●工事内訳明細書の写し	<input checked="" type="checkbox"/> ●工事内訳明細書の写し	
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助対象工事を行う住宅の外観写真	<input checked="" type="checkbox"/> 補助対象工事を行う住宅の外観写真	
	<input checked="" type="checkbox"/> ●工事部分の着手前の写真	<input checked="" type="checkbox"/> ●工事部分の着手前の写真	
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込先口座の確認書類の写し	<input checked="" type="checkbox"/> 振込先口座の確認書類の写し	
	<input checked="" type="checkbox"/> 移住者の住民票謄本 （県外居住時の住所が記載されていない場合は戸籍の附票も添付）	<input checked="" type="checkbox"/> 移住者の住民票謄本 （県外居住時の住所が記載されていない場合は戸籍の附票も添付）	
	<input checked="" type="checkbox"/> その他知事が必要と認める書類	<input checked="" type="checkbox"/> 登記官の証明文の附された建物の不動産登記簿謄本（登記事項証明書）	
	（申請者が移住者（配偶者）と異なる場合）	<input checked="" type="checkbox"/> 購入した中古住宅の売買契約書の写し	
	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者と移住者（配偶者）の親子関係が確認できる戸籍謄本	<input checked="" type="checkbox"/> 中古住宅の空き家期間証明書（様式第14号）	
（併用住宅の場合）共通		<input checked="" type="checkbox"/> その他知事が必要と認める書類	
<input checked="" type="checkbox"/> 住宅の延べ面積が1/2以上であることがわかる図面			
（増改築工事などの建築確認申請が必要な場合）共通			
<input checked="" type="checkbox"/> 確認済証の写し			
（申請者が外国籍である場合）			
<input checked="" type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書の写し（両面）			
完了実績報告	<input checked="" type="checkbox"/> 完了実績報告書（様式第10号）	<input checked="" type="checkbox"/> 完了実績報告書（様式第10号）	
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助対象工事部分の施工中の写真	<input checked="" type="checkbox"/> 補助対象工事部分の施工中の写真	
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助対象工事部分の施工後の写真	<input checked="" type="checkbox"/> 補助対象工事部分の施工後の写真	
	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書の写し	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書の写し	
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金交付請求書（様式第15号）	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金交付請求書（様式第15号）	
	（増改築工事などの建築確認申請が必要な場合）共通		
	<input checked="" type="checkbox"/> 検査済証の写し		
	（工事後に転居する場合）共通		
<input checked="" type="checkbox"/> 転居後の住民票謄本			
（工事内容の変更により補助金額が変更となる場合）共通			
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金交付申請添付書類のうち変更後の●印の書類			